

## 平成28年第3回御宿町議会定例会

### 議事日程（第3号）

平成28年9月15日（木曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第 9号 平成27年度御宿町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 2 議案第10号 平成27年度御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第11号 平成27年度御宿町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第12号 平成27年度御宿町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第13号 平成27年度御宿町一般会計歳入歳出決算の認定について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

追加日程第1 会期の延長の件

---

出席議員（12名）

1番	瀧口義雄君	2番	北村昭彦君
3番	堀川賢治君	4番	大地達夫君
5番	滝口一浩君	6番	貝塚嘉軼君
7番	伊藤博明君	8番	土井茂夫君
9番	大野吉弘君	10番	石井芳清君
11番	高橋金幹君	12番	小川征君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 石田義廣君 教育長 浅野祥雄君

総務課長	大竹伸弘君	企画財政課長	田邊義博君
産業観光課長	吉野信次君	教育課長	金井亜紀子君
建設環境課長	殿岡豊君	税務住民課長	齋藤浩君
保健福祉課長	埋田禎久君	会計室長	岩瀬晴美君
代表監査委員	綱島勝君		

---

事務局職員出席者

事務局長	渡辺晴久君	主事	鶴岡弓子君
------	-------	----	-------

---

◎開議の宣告

○議長（大地達夫君） 皆さんおはようございます。

本日の日程はあらかじめお手元に配付いたしました日程のとおりです。よろしくお願いいたします。

本日の出席議員は12名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

次に、議長の出席要求に対する出席者について報告いたします。

執行部のほか、本日は決算認定議案が提出されておりますので、綱島勝代表監査委員に出席いただきました。

大分涼しくなりましたが、議場内暑いと思われる方は上着を脱いで結構です。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

傍聴人に申し上げます。傍聴にあたっては傍聴規則に従い、静粛をお願いいたします。

また、携帯電話のたぐいは使用できませんので、電源をお切りください。

（午前 9時32分）

---

◎議案第9号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） これより日程に入ります。

日程第1、議案第9号 平成27年度御宿町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

殿岡建設環境課長より議案の説明を求めます。

殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） それでは、議案第9号 平成27年度御宿町水道事業決算についてご説明申し上げます。

初めに、事業の概況でございますが、決算書の11ページをお開きください。

年度末における給水戸数は3,792戸となり、前年度に比べ5戸の増となりました。平成26年度中において消費税率の駆け込み需要等があったことから、平成27年度中の新築件数が伸び悩み、利用休止等も含めわずかな伸びとなっております。

次に、中段のハ、給水量の欄をご覧ください。

年間の総給水量は91万5,820立米、対前年度比マイナス0.76%であり、日最大給水量は4,481立米でございました。

1日平均給水量では2,502立米で、前年度に比べ26立米の減となりました。給水人口が年々減少傾向にあり、過去10年間のピーク時と比較しますと、年間総給水量、日最大給水量ともに10%を超える減少がうかがえることから、施設更新等にあたっては施設稼働率を十分に考慮し、適切な施設能力を見きわめながら維持していくことが重要であると考えております。

なお、1日1人当たりの平均使用量は314リッターと横ばいであり、利用者のご協力により節水環境が保たれているものと思われまます。

続いて下段、年間給水量に対する有収水量でございしますが、二、使用水量として表にお示しましたとおり87万1,777立米となり、有収率では95.19%、前年度に比べ1.09ポイント改善いたしました。

各配水池における配水量等を職員により小まめに確認し、深夜時間帯における配水量等の変化により、初期の段階で漏水を発見、早期の対応に努めた成果があらわれたものと分析しております。最近では、地震等の影響により本管漏水がたびたび発生しておりますが、日常のデータ分析はもちろん、現場での速やかな対応により、商品としての上水を無駄にすることなく、高い有収率を維持できるよう、引き続き努めてまいります。

なお、総給水量のうち南房総広域水道企業団からの受水量は34万7,353立米となり、全体の約38%を占めております。

続いて、工事概況でございしますが、10ページをご覧ください。

建設改良にかかわる工事について、中段の表にまとめさせていただきました。主な内容といたしましては、御宿台地先にある配水池の屋根防水修繕や、災害時における緊急遮断弁の改修のほか、浄水場における送水ポンプ用配管改修や、濾過池水位計更新工事を実施し、税抜き3,240万円を執行いたしました。平成26年度において、繰越事業費を含め、浄水場計器類の更新や汚泥かき寄せ機の改修など、機能更新計画に基づき大規模改修を実施したことから、前年度に比べ建設改良費の執行額は約7,000万円の減となっております。

次に、経理状況についてご説明させていただきます。決算書の1ページをご覧ください。

収益的収支の決算状況は、水道事業収益が3億3,350万8,582円で、前年度に比べ0.9%の減です。内訳といたしましては、水道料金など営業収益が2億3,794万3,516円、高料金対策にかかわる町・県補助金や、みなし償却廃止に伴う長期前受金、当年度収益化分など営業外収益が9,556万5,056円です。

収入決算全体では若干減少しておりますが、固定資産の償却に伴い、長期前受金、当年度収益化分の減少によるもので、給水収益については有収率の改善により増加していることが特徴点として挙げられます。

支出ですが、水道事業費用は3億794万5,626円となり、対前年度比2.3%の減となりました。内容といたしましては、受水費や減価償却費など営業費用が3億80万257円で全体の9割以上を占めており、その他企業債利子など営業外費用が714万617円です。前年度に比べ費用が700万円ほど減少しておりますが、修繕費や動力費の抑制に加え、減価償却費の減によるものです。

続いて、資本的収支の決算状況でございますが、決算書の3ページをお開きください。

資本的収入額は496万8,000円となり、内容といたしましては水道加入金です。内訳でございますが、13ミリが15件、20ミリが13件、30ミリが1件、口径変更が2件となっております。

また、資本的支出は4,332万6,821円で、内容といたしましては、先ほど事業概要で申しあげました建設改良工事費と企業債償還金です。

収入が支出に対し不足する3,835万8,821円につきましては、当年度分消費税資本的収支調整額222万4,000円と、過年度分損益勘定留保資金3,613万4,821円で補填することとしました。

続いて、5ページをお開きください。

損益計算書についてご説明申し上げます。消費税抜きでの記載となっておりますので、先ほどご説明申しあげました収支決算とは消費税相当額の差異が生じておりますので、ご承知おきください。

1、営業収益でございますが、給水収益が2億2,001万4,169円で、前年度に比べ100万円ほどの増加となりました。年間総給水量においては約7,000立米が減少しておりますが、有収率の向上により収益ベースでは伸びており、経営改善が進んでいるものと判断しております。

2の営業費用でございますが、総額2億8,872万637円となり、収益的収支の状況で申しあげましたとおり、修繕費や動力費など、経常費用の抑制を初め、施設設備のメンテナンスにより設備更新等を抑えていることなどから、減価償却費が減少し、営業費用全体で1,000万円ほどの抑制を図ることができました。

続いて、3、営業外収益でございますが、(1)受取利息及び配当金で14万3,675円です。議会からのご助言も受け、留保資金の効果的運用に努めているところであり、ステップアップ定期預金等の運用益が徐々に効果をあらわしてきております。

次に、5、特別損失でございますが、過年度損益修正損で4,400円、平成26年度賦課分において二重納付があり、還付処理を行ったものです。

この結果、収支ベースで見ますと、2,333万3,836円の当年度純利益が発生し、平成25年度から3年連続の黒字決算となりました。また、ページ末尾に当年度未処理利益剰余金として、3億3,988万1,571円を計上しておりますが、本年度から2カ年にわたり、浄水場操作卓の更新を予定しており、多額の資金が必要なことから、剰余金処理については本更新事業の完了後に適切に行ってまいりたいと考えております。

次に貸借対照表についてご説明申し上げますので、7ページ及び8ページをお開きください。

1、固定資産でございますが、土地や建物、機械設備等に係る帳簿上の残存価値であり、平成27年度末固定資産合計は23億4,828万3,733円となりました。平成26年度末と比較し8,500万円ほど減少しておりますが、当年度減価償却分1億1,700万円ほどに対し、建設改良費で取得した資産3,200万円ほどを新たに加えたものです。内訳で見ますと、構築物で約1,100万円、機械及び装置で2,100万円の追加です。

2の流動資産でございますが、合計で8億7,465万1,221円となり、前年度に比べ5,000万円強増加しておりますが、有収率の改善や資本的収支を中心とした支出抑制によるものです。特徴点といたしましては、(2)未収金が6,344万1,049円となり、前年度に比べ約620万円の減少です。未収金徴収の定期実施や、納期限到来後の電話入れの徹底など、料金徴収の重点を図ったことによる成果があらわれました。

また、(4)有価証券では、議会初め監査委員会のご助言もいただきながら、資金の効果的運用に努め、安全面や運用メリットを十分に吟味した上で、新たに1億円の債券運用を行ったものです。運用利率については、初年度を0.7%とし、5年目以降0.05%上乘せされるステップアップ方式を採用しており、本年度から年間70万円の運用収益が見込まれております。

8ページに移り、3の固定負債でございますが、企業債残高のうち平成29年度以降支出予定額を計上しております。残債の内訳でございますが、第3次拡張事業に係るもので、平成9年から平成12年債の計8本、借入利率は1.9%から2.3%となっております。

なお、企業債明細書については19ページに添付しておりますので、ご参照いただければと思います。

次に、4、流動負債でございますが、合計1,459万9,351円となりました。(1)企業債については平成28年度償還額を計上しており、(2)引当金については、次年度、6月賞与に係る当年度期間割の引当分です。(3)未払金については、消費税精算納付に係るもので、平成27年度は、資本的支出の抑制により借受消費税が大きく上回り、473万2,100円となっております。

5の繰延収益でございますが、みなし償却制度の廃止に伴い、平成26年度決算から仕分けし

ているものであり、これまで償却を行わなかった国・県補助金や納付金について、長期前受金として計上し、これまでの収益化累計額は18億1,331万7,690円となっております。

続いて、7、剰余金になりますが、主として損益勘定に係る累計額を計上しており、損益計算書でご説明申し上げましたとおり、累積欠損は発生していないことから、(2)ハ、当年度未処分利益剰余金は3億3,988万1,571円となり、減債積立金を含む剰余金合計は3億7,004万571円となっております。

次に、現金の動きを示すキャッシュフローについてご説明いたします。14ページをお開きください。

上段になりますが、収益的収支にかかわる当年度純利益については、2,333万3,836円の黒字となりました。また、減価償却費が1億1,716万9,031円と大きいことや、未収金の解消効果が622万1,677円あることなど、業務活動によるキャッシュフロー全体では9,500万円超の増となりました。

一方、中段に示す投資活動によるキャッシュフローにつきましては、有形固定資産の取得、いわゆる資本的支出額が3,248万1,000円と比較的抑制されたものの、資金の効果的運用の観点から、有価証券に1億円を振りかえたことにより、投資活動全体では1億2,800万円ほどのマイナスが生じております。この結果、平成27年度末の資金期末残高は7億1,113万2,222円となり、平成26年度期首残高7億5,215万1,047円に対し、4,101万7,825円の減少となっております。

次に、各指標に基づく経営分析でございますが、26ページをお開きください。

中段の経営分析(2)でございますが、1立米当たりの水の利用料を示す供給単価は252.37円となりました。前年度に比べ0.13円の増となり、年々増加傾向がうかがえ、料金等の改定を行っていないことから、使用水量が基本水量を下回る世帯が増えていることがうかがえます。

一方、1立米当たりの水をつくる費用を示す給水原価は335.58円となり、前年度に比べ14.74円の減となりました。経常費用の抑制はもちろん、有収率の向上による効果がうかがえます。

また、経営分析(3)で示す施設利用率でございますが、32.96%となり、前年度に比べ0.35ポイント減少しました。

広域水道からの受水が約4割を占めることから、60%程度が実質的な上限となりますが、給水人口や総給水量が減少傾向にある中で、施設の適正規模等を十分に踏まえ、施設利用率を高めることにより、効率的な事業運営に一層努めてまいりたいと考えます。

今後につきましても、引き続き安全な水の供給と安定した経営を維持するため、有収率の向

上や経常経費の抑制はもちろん、決算審査意見書にご指摘いただいた内容を十分に踏まえ、経営の健全化に努めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大地達夫君） ここで、綱島監査委員より監査報告をお願いいたします。

綱島監査委員。

○代表監査委員（綱島 勝君） それでは、私のほうから平成27年度の御宿町水道会計の決算につきまして監査報告をいたします。

平成28年8月24日、役場会議室におきまして、伊藤監査委員とともに地方公営企業法第30条第2項の規定により審査いたしました決算報告書並びに関係書類は、いずれも関係法令に準拠して適正に作成されており、関係諸帳簿により精査、照合をした結果、その計数及び会計記録は正当であると認められました。

なお、詳細につきましては、平成27年度御宿町水道会計決算意見書によって報告させていただいております。よろしくお願ひいたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

水道事業会計決算でございますが、ただいま担当及び監査委員から報告がありました。大きくは水道事業損益計算書当年度純利益ということで、いわゆる黒字会計となっているということでございます。

報告にもありましたが、9ページ等にもありましたが、いわゆる有収率1.09%増ということで、95.19%という報告がありました。これも県内で非常に高い有収率であるというふうに私も認識をしております。

そうした中で、丁寧な説明もいただきましたが、こうした企業会計、いわゆるそのとおりでありまして、通常の一般会計と全く違うという中で、ひとつひとつの数字、また現場、住民、これが住民の生活実態、それから経済の実態、そうしたものを参酌しながらひとつひとつの数字を見て経営をしていくと。水道そのものについて商品だという報告は初めて私は聞きました。まさにそのとおりだというふうに思います。

数年前でありますけれども、この水道事業会計であります。当初予算を執行できないまま年度末を迎えたということがかつてあったと思います。その中で、最終予算は当然ながら否決となりました。新年度予算は大幅な組み替えになりました。そのときの大きな反省の一つとし

て、水道事業会計、これは企業会計でございますので、私が議員になった当時は水道委員会というのがございました。その中で個々の状況も含めて指摘をいただきながら、水道会計を運営していったというふうに理解をしております。

一般的に、一般企業であれば、当然経営責任をとって代表は辞任をするのが当然かというふうに思います。これを見ましても、水道会計の管理者は町長がなっているというふうに理解をしております。

ここ数年というか、この27年度決算を見まして、監査委員の報告を見まして、本当にきめ細かなところまで目が届いているなど。キャッシュフローを見ましても、あの数字そのものがまさに経営改善をされているというように思うんですね。これもその教訓の中から、議会という立場の中で、たしか産業建設委員会が所管であったろうと思います。当時の委員長も、これはたしか企業経営者だったというふうに理解しています。

私は当時委員ではなかったのですが、細かいことは承知をしておりますが、その委員会の中で、数々の指摘、助言があったやに伺っております。そしてそういう中で、今日のこういう結果、いわゆるプラス、全体的には、先ほど報告もありましたけれども、1世帯当たりの人数の減少、省資源、省エネルギー、洗濯機だとかそういうものもどんどん省資源化されていると思うんですけども、エコ化されていると思いますが、節水機器、そうしたもののうちで本来であれば赤字というか、マイナスになるはずなのですが、有収率のほうが上回ったというご報告ですよ。そういう中で、前年度よりも黒字額が増えたという結果を見たと思うんですね。

町長、ここでお聞きしたいんですけども、こうした結果が出たというのは、今私が幾つか感想的に述べましたけれども、町長としてはこの決算に対する所感というのはどのように思われているのでしょうか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今、いろいろ担当課長から詳細なご報告がございました。また、監査委員さんからもご報告いただきましたが、いろいろな項目といたしまして、内容について、非常にレベルアップされていると。非常に効果が出て、企業的には非常にいい面に移行しつつあると。そこで、やはり各職員の、担当職員、課長を初め水道事業に携わる課の職員の皆様の努力に感謝を申し上げたいと思います。一生懸命やっただけだと思っています。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

一生懸命やっただけだというのは、ずっと過去からやっただけだと思っていますね、職員の皆

さん。

先日、町長も同行された紫波町の視察をいただきました。何が違うかということは、やはり行政というのは公平、公正と、もう一つは次年度の継承ということがあろうかと思うんですね。その中で、やはり行政職員の中では難しいというのは、前段にも申し上げましたけれども、経営的観点だと思うんです。特にこれは企業会計ですので、なかなか公務員職員の皆さんでは、ちょっとなかなか難しいと。特に企業感覚というのは一般的に公務員の方はお持ちでない方が大多数だと思いますね。

この間、さまざまな問題で住民の皆さんから議会等にいろんなご意見をいただいております。しかし、私、これを束ねましたのは、私もこの所管になってからまだ1年たっておりません。前議会の産業建設委員会の方々のご助言じゃありませんか。違うんですか。所管していたのはずっと石田町長ご自身じゃありませんか。一般的には経営破綻ですよ、町長。1年間の当初予算が執行できない。執行責任者は町長じゃありませんか、管理者、違いますか。

職員の皆さんはずっと一生懸命やってきていただいていますよ。違いますか。もう一度。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今、ご発言がございましたように、以前、事業を推進する上で非常によろしくない面がございました。そういう中で、皆様方からいろいろなご助言、ご指摘をいただきました。そういう中で、私自身も人事といいたいまいしょうか、体制を組みかえまして、しっかりと事業を遂行していかなくちゃいけないということで、現在に至っております。そういう中でこのような結果が出ておりますので、実質的に現在の担当されている職員の皆様のご努力に感謝をしたいと思っております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 議会というのは議決とともに、政策の提言、助言という大きな役割を担っております。ですから、この間の大きな成果は、やはり前議会の、産業建設委員会の議員の皆さんのご努力のたまものだと。職員もあるんですよ。私はそういうふうに理解をしております。

私はそうした前期の委員の皆さんのご努力、私も委員の一人、今所管でありますので、委員の一人としてですね、さらにそうした努力を無にしないような形で、委員としても職責を果たしてまいりたいというふうに考えております。そのことを重々承知した中で、水道事業管理、運営をしていただきたいというふうに思います。

そういう努力はあるわけでありませうけれども、一方で、単価、各項のほうにご紹介いただき

ましたけれども、各種経営分析ということで、26ページ、1立方当たりということで、供給単価、原水原価等ございますけれども、この中で数値的に計算をしていただきたいんですけども、口径20ミリで20立方、月額ですね。御宿町の場合はいかほどになるのか。ちょっと説明していただきたいと思います。

○議長（大地達夫君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） 口径20ミリの20立方というご質問でございますが、月額で申し上げますと、メーター使用料が1カ月当たり200円になります。20ミリですので、月額10立米を基準として超過水量が10立米分、そうしますと4,200円が水の使用料になりまして、そのほかメーター使用料がプラス200円かかります。ですので、合計4,400円の税というような形になります。

失礼しました。税込み4,752円となります。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

4,752円ということで、これは平成25年に県内の水道統合化ということで、過去、資料をいただきましたので、今日はたまたま持ってきておりますけれども、この中の3ページに、県内の水道の家庭水道料金一覧があります。これは口径13ミリということと、消費税率が多分違っておりますので、単価そのものは違うんでしょうけれども、当時から、たしか御宿町は水道料金を改定していないというふうに思っております。このときの順位が一番高いのが勝浦市となっております。勝浦市、旭市、鋸南町、大多喜町、香取市、次が御宿町ということで、県内でも非常に水道料金が高いということが県の資料でも示されております。

私もよく都内、それから神奈川県方面から移住された方に、水道メーターが壊れているんじゃないかというお電話をいただいたことがあります。非常に高いんですね。それで、ちょっと水道料金の全国を調査したインターネットのホームページがありまして、それを見ました。これは、このデータがいつ出典されたのかわからないんですけども、それを見ますと、全国で一番安いのが、口径20ミリで20立方で月額何と210円だそうです。これは簡易水道ということであります。この中の20位の中で、関東近辺だと茨城県龍ケ崎市ですか、これも簡易水道でありますけれども1,200円。それから通常の水道だと山梨県笛吹市というんですか、これは水道事業だと思いますね、659円と。

じゃ、御宿町はどうかという中で、今4,752円ですか。同じ額を見てもみますと、ここはちょっと御宿町とは、たまたまこのサイトには載っておらなかったんですけども、ちょう

ど4,752円ですと、1,054円、山形県天童市とか、山形県南陽市ですか、それから南相馬市ですね、御宿町と縁の深いという中では南相馬市、それから県内では富津市が4,752円となっております。このサイトでは、全国1,228団体ということでございますので、全国的にも一番高い水道料金がこの御宿町だというふうに思うんですね。

その中でお聞かせ願いたいのは、昨年地方創生、そしてまた定住等で調査研究されたというふうに思っておりますけれども、それについてこの水道料金はどのように参酌をされたのかについて伺いたいと思います。

○議長（大地達夫君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） 水道料金につきましては、地方創生、定住の関係では、そのタイミングにおいては水道料金についての検討はしてございません。

以前から、いろいろ水道料金についてはご指摘をいただいているところですが、現在、広域水道の統合化に向けた検討が進められており、その中であわせて実施をしていきたいということで、地方創生の段階においては、検討をしていないのが実情です。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

わかりました。

じゃ、最後にお聞かせ願いたいんですが、町長、この水道料金、確かに今後の予定というのはありますけれども、まだまだ10年以上かかるのかなと、現実的な料金改定まで、と思うんですね。そうしますと、アクションプランもあと五、六年ですよ。要するに今の総合計画。昨年も今後の人口推計というか、ものも一番最新の状況の中でお示しいただきましたけれども、やはり非常に厳しいですよ。御宿町はいわゆる生産人口というのがどんどん減っていくというのもその中に示されております。

町長、この水道料金、これ何とかしていかなきゃいけないと思うんですね。私は定住の大きな阻害要因の一つになるというふうに認識をしておりますけれども、町長としてはどのように考えるのか、所感を承りたいと思います。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ご指摘のとおり、人口減少、定住化問題、非常に大きな問題が面前にあるわけですが、そういう中で、いろいろな要素の中でこういった人口減少に歯どめをかける、あるいは定住化を推進できる項目につながるように、水道料金につきましても、近隣市町村、県内市町村の比較検討、また、御宿自体の内容をよく精査しまして、今ご指摘がご

ございましたように、より一人でも多く定住に結びつくような検討をしてみたいと思います。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は、挙手によって行います。

議案第9号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（大地達夫君） 挙手多数です。

よって、議案第9号は原案のとおり認定することに決しました。

---

#### ◎議案第10号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第2、議案第10号 平成27年度御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

埋田保健福祉課長より議案の説明を求めます。

埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 議案第10号 平成27年度御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

初めに、歳入歳出決算収支ですが、決算書の27ページをお開きください。

平成27年度国民健康保険特別会計決算は、歳入総額で15億5,979万1,680円、歳出総額14億2,102万204円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は1億3,877万1,476円の黒字決算となりました。平成28年度へ繰り越すべき財源はないことから、実質収支額は形式収支額と同額となりました。

それでは、平成27年度決算概要で説明させていただきますので、決算概要の1ページをご覧ください。

上から2行目の国保の加入状況でございますが、平成27年度平均加入者数は対前年度比2.8%減の3,039人、世帯数は対前年度比0.4%減の1,822世帯となっております。全住民との比較では、加入者数が39.1%、世帯数が49.6%という状況です。

続きまして、歳入決算の状況でございますが、決算概要の6ページ、決算の比較をご覧ください。

歳入総額でございますが、15億5,979万1,000円、前年度と比較いたしますと、1億8,775万2,000円、13.7%の増となっております。平成27年度は、県内の共同事業である保険財政共同安定化事業の対象が拡充されたことに伴い、歳入歳出ともに大幅に増額となっております。

次に、歳入決算の主な特徴についてご説明いたします。

1款国民健康保険税ですが、決算額2億8,994万1,000円、構成比は全体の18.6%、前年度比で1,663万3,000円、5.4%の減となっております。加入者数の減少や所得低下等に伴い減額となっております。

2款使用料及び手数料ですが、18万1,000円、前年度比1万3,000円、7.7%の増となっております。国保税の督促手数料です。

3款国庫支出金ですが、2億4,749万3,000円、構成比15.9%、前年度比2,084万9,000円、9.2%の増となっております。27年度は、保険給付費の増に伴い、療養給付費負担金及び財政調整交付金が増額となっております。

4款療養給付費等交付金ですが、2,819万5,000円、構成比1.8%、前年度比251万5,000円、8.2%の減となっております。退職被保険者数の減少に伴い医療費が減少したため、前年度と比較して減額となりました。

5款前期高齢者交付金ですが、4億3,912万3,000円、構成比28.1%、前年度比932万8,000円、2.2%の増となっております。前期高齢者の増加に伴い増額となりました。

6款県支出金ですが、1億492万9,000円、構成比6.7%、前年度比2,288万8,000円、27.9%の増となっております。27年度は、財政調整交付金の一部として、保険財政共同安定化事業の拡充による調整分として約3,000万円の交付があったことが増額の主な要因となっております。

7款共同事業交付金ですが、2億4,481万8,000円、構成比15.7%、前年度比1億3,504万2,000円、123%の増となっております。27年度は、保険財政共同安定化事業の対象が、従来の30万円以上の医療費から1円以上の医療費に拡充されております。そのため、歳出の共同事業拠出金とともに、大幅に増額となっております。

8款繰入金ですが、1億405万7,000円、構成比6.7%、前年度比913万1,000円、9.6%の増となっております。27年度は、国保税の低所得者に係る軽減の拡充と、保険者支援制度の対象拡充等に伴い、保険基盤安定繰入金と財政安定化支援事業繰入金が増加しております。

9款繰越金ですが、1億16万4,000円、構成比6.4%、前年度比1,324万7,000円、15.2%の増

となっております。

10款諸収入ですが、89万円、構成比0.1%、前年度比359万8,000円、80.2%の減となっております。第三者納付金の該当者が少なかった等の理由により前年度と比較し減額となりました。

次に歳出でございますが、歳出合計14億2,102万円、前年度と比較いたしますと1億4,914万5,000円、11.7%の増となりました。

歳入決算の主な特徴についてご説明いたします。

1款総務費ですが、1,500万6,000円、構成比1.1%、前年度比145万円、8.8%の減となっております。前年度と比較しますと、システム改修に係る経費が少なかったため減額となっております。

2款保険給付費ですが、8億2,995万1,000円、構成比58.4%、前年度比1,885万2,000円、2.3%の増となっております。加入者数は減少しておりますが、1人当たりの医療費は増加しているため、前年度と比較して増額となっております。

3款後期高齢者支援金等ですが、1億7,243万9,000円、構成比12.1%、前年度比49万9,000円、0.3%の減となっております。後期高齢者医療制度における給付金は増加傾向にありますが、御宿町国保の加入者数が減少している影響により前年度とほぼ同額となっております。

4款前期高齢者納付金等ですが、12万1,000円、前年度比1万6,000円、11.7%の減となっております。前々年度の精算により減額となっております。

5款老人保健拠出金ですが、7,000円、前年度と同額でございます。

6款介護納付金ですが、6,511万7,000円、構成比4.6%、前年度比1,008万1,000円、13.4%の減となっております。第2号被保険者の減少に伴い減額となりました。

7款共同事業拠出金ですが、3億297万3,000円、構成比21.3%、前年度比1億6,202万円、114.9%の増となっております。歳入の共同事業交付金でもご説明いたしましたが、27年度は保険財政共同安定化事業の対象が、従来の30万円以上の医療費から1円以上の医療費に拡充されております。そのため、歳入の共同事業交付金とともに大幅に増額となりました。

8款保健事業費ですが、1,082万9,000円、構成比0.8%、前年度比17万9,000円、1.7%の増となっております。

9款基金積立金ですが、2,000万円、構成比1.4%、前年度比600万円、42.9%の増となっております。条例に基づき前年度剰余金の5分の1を目安に積み立てを行いました。

11款諸支出金ですが、457万7,000円、構成比0.3%、前年度比2,586万円、85%の減となっております。前年度と比較して国庫支出金返還金及び一般会計繰出金が少なかったため減額とな

りました。

以上、説明を申し上げましたが、決算審査の意見を踏まえ、今後も国保運営の適正化に努めてまいりたいと考えます。また、本決算につきましては、8月30日に開催されました国保運営協議会においてご承認をいただいておりますので、ご報告させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大地達夫君）　ここで綱島監査委員より監査報告をお願いいたします。

綱島監査委員。

○代表監査委員（綱島 勝君）　それでは、私のほうから平成27年度の御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきまして、監査報告をいたします。

平成28年8月24日、役場会議室におきまして、伊藤監査委員とともに地方自治法第233条第2項の規定により審査いたしました決算報告書並びに関係書類は、いずれも関係法令に準拠して適正に作成されており、関係諸帳簿により精査、照合した結果、その計数及び会計記録は正当であると認められました。

なお、詳細につきましては平成27年度御宿町決算審査意見書によりご報告させていただいております。よろしくお願いいたします。

○議長（大地達夫君）　これより質疑に入ります。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君）　10番、石井です。

国保会計決算であります。8ページの歳入という中で、国民健康保険税ということで収納率が66.67%、これは過年度分も含めてということであるようではありますが、という調製というふうに理解をしております。この数値を見ながら、やはり非常に景気が悪いということと仕事がないということの2点が一番大きな要因じゃないかなというふうに思います。

お尋ねしますけれども、8ページ、ここに年齢別国保加入者数というのが、表が載っております。5歳ごとの棒グラフとなっております。それで、国保加入者の職業ですね、主にどういう方々が国保に加入をされているのか。その中で、今特に若者の中で大きな問題となっております臨時ですとか、派遣ですとか、こういう方々はこの国保に加入されているのかいないのか。それも含めまして、この国保加入者の主な職業、もし承知しているとすればその内容についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大地達夫君）　埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君）　国保加入者の職業につきましては、主に自営業であると理解

しておりますが、一部には所得の少ない臨時職員さんですとか、そういう方も含まれていると思います。含まれます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

いわゆる企業、団体以外ということですね。ですから、自営業、農業者、漁業者、商店、民宿、企業運営されている方も若干いらっしゃるかもわかりませんが、そういう方々が、ですからそういう面ではサラリーマン以外の方、一般的にサラリーマン以外の方ほとんどが国保の加入者だというのが一般的でもあろうと思いますし、特に本町の場合は5割近くでしたか、3,600世帯ですよ、世帯で49.6%ということで、半数の方々が国保の加入者だと。しかもこの収納率、それから今日も最後には一般会計の決算の審査もございますけれども、この内容を見ましても、町民税の全体の額が下がっているという中で、そういう面では町民の生活ですね、実態、非常に厳しいということが言われるというふうに思います。

しかし、国保そのものについては医療費を加入者というか世帯で割るという中で、近年非常に国保税そのものが高くなるという中で、収入が下がってくるということの中で、負担が非常に大きくなってきます。それから、特に青年の方々にとっては、派遣だとか臨時とか含めまして、この本会計だということでもありますので、これも大変大きな、やはり障害になってくるんじゃないかというふうに思うんですね。

その中で、この国保会計におきましては、2018年度から都道府県化に移行されるというふうに伺っております。県内一本化というふうになってくるわけでもありますけれども、こうした中で、今後、これはもう直近になってございますので、加入者における国保の負担状況が要するに下がっていくのかと、その見通しはあるのかどうかということも含めまして、この国保会計、来年が多分最後の会計になるんじゃないかなというふうにも思うわけでもありますけれども、今の状況、それから国保税の今後の見通しについて、決算でございますので承りたいと思います。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 平成28年度なんですけど、本年度におきましては、平成30年度に予定されております国保の広域化に向け、資産割の税率を下げさせていただきました。また、平成30年度に国保の広域化がスタートしますが、県から御宿町の国保事業費納付金の額が示されることとなります。御宿町におきましては、同じく県から示される標準保険料率を参考に、収納率を考慮し、国保事業費納付金を納められるように保険税率を決定することとなります。今の段階では、御宿町の保険税率が現状より上がるのかどうかにつきましてはわからない状況

です。今年の10月以降に県が試算を行う予定ですが、はっきり示されますのは平成29年の秋ごろになるのではないかと思います。

このような状況でございますので、平成30年度になってもし保険税率を現状より上げることになった場合、平成27年度決算黒字でございますが、そうした繰越金や基金を活用し、調整に役立てていきたいと考えております。もし、保険税率を下げるようになり、その後の見通しが立つようであれば、そのときに保険税率の軽減について検討したいと考えます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

14ページでありますけれども、今の基金の話を課長は報告されましたけれども、この基金保有状況の推移表を見ますと、特に平成22年ごろから、22年、24年を境に22年当時と比べても倍、18年当時と比べると相当な額、そしてまた決算を見ますとほぼ同額、本年度決算では1億3,000万円強ですか、の繰り越しというような数字になっているかと思っておりますので、約2億円の現金を持っていると。

それで、いわゆる町民の生活、先ほど申し上げたとおり、ご報告いただいたとおりだと思いますけれども、確かに直近もう間もなくという中にはありますけれども、町民が非常に厳しい、なかなか過年度についても納め切れない状況が生まれている中におきまして、国保会計のみが毎年黒字黒字、大幅黒字と。これはやはり通常であれば、現年度の税は現年度使うということが、自治法上の基本的な観点だろうというふうに思いますので、これは間もなく試算が出るということでございますので、ぜひそういうことも見ながら、町長、これも大きなやはり障害になってくると思うんですよ。

現実的には、来るというよりも住んでいる住民の皆さんですよ。特に今商店街は大変じゃありませんか。昨日も民宿のお話、火災報知器ですね、集合型、あれもやっぱり10万円、20万円という中で、それだったらもうやめてしまおうかという民宿もあるやに伺っていますよ。ほとんどが国保加入者じゃありませんか。経済を起こしていくと同時に、直近で、先ほどの水道料金、国保をどうしていくのか。私はやはりこの辺、町長、判断をいただきたいというふうに思いますよね。

ぜひこのところを参酌されて、運営をしていただきたいというふうに思うんですけれども、所感を伺いたいと思います。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 国保の徴収率が66%ということでございます。非常に厳しい状況にあ

るわけですが、ご指摘のように基金の基金残高、基金の積み上げ高と、現在の税率です。非常にこの差配について研究、検討しなければならないところでございます。ご指摘の点は十分に踏まえまして、事業を進めていきます。よろしく申し上げます。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は、挙手によって行います。

議案第10号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（大地達夫君） 挙手多数です。

よって、議案第10号は原案のとおり認定することに決しました。

---

#### ◎議案第11号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第3、議案第11号 平成27年度御宿町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

埋田保健福祉課長より議案の説明を求めます。

埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 議案第11号 平成27年度御宿町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

初めに、歳入歳出決算収支でございますが、決算書の9ページをお開きください。

平成27年度歳入歳出決算は、歳入総額1億1,986万3,847円、歳出総額1億1,968万1,060円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は18万2,787円の黒字決算となりました。また、平成28年度へ繰り越すべき財源はないことから、実質収支額は形式収支額と同額となりました。

それでは、平成27年度決算概要の1ページをお開きください。

後期高齢者医療制度は、高齢者世代と現役世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい医療制度を設けることとされ、平成20年度に創設されました。運営は都道府県内の全ての市町村が加入する広域連合が主体となり、保険料率等決定、保険料賦課、医療の給付等の事務を行い、

市町村は保険料の徴収事務及び窓口での申請業務を担っています。

被保険者は広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の方、及び65歳から74歳までの重い障害のある方が加入対象者です。75歳以上を平成26年度と比較しますと、御宿町においては31名の増となっております。医療費の患者負担は一般で1割です。現役並み所得者は3割負担となっております。

続きまして、歳入決算の状況ですが、決算概要の2ページをご覧ください。

歳入総額は1億1,986万3,000円となり、前年度と比較しますと14万7,000円、0.1%の増となりました。歳入構成比は、後期高齢者医療保険料が76.2%、一般会計からの繰入金が23.5%、諸収入が0.1%、繰越金が0.2%となっております。

次に、歳入決算の主な特徴についてご説明をいたします。

後期高齢者医療保険料は9,132万5,000円で、前年度と比べますと73万7,000円、0.8%の減となりました。平成27年度は保険料率の変更はありませんが、所得の減により保険料額が減となっております。収納率は3ページに推移の表がありますが、保険料の現年度分の収納率は99.8%となっております。

2ページにお戻りください。

繰越金は2,816万7,000円で、前年度と比べますと72万8,000円、2.7%の増となりました。これは保険基盤安定繰入金の増額によるものです。保険基盤安定繰入金は、低所得者に対して保険料の軽減措置があり、この軽減分は、県と町の公費により補填されるものです。平成27年度は、軽減措置が拡大されたことにより増となったものです。

諸収入は16万円で、保険料の還付金であり、歳出還付をした場合、広域連合から返還されるものです。

使用料及び手数料は1万1,000円で、保険料の督促手数料です。

繰越金は20万円となり、前年度からの繰越金です。

次に、歳出決算ですが、歳出総額は1億1,968万1,000円となり、前年度と比較しますと16万6,000円、0.1%の増となりました。歳入構成比は、総務費が0.8%、後期高齢者医療広域連合納付金が99.1%、諸支出金が0.1%となっております。

次に、歳出決算の主な特徴についてご説明をいたします。

総務費は91万4,000円で、電算の保守と郵便料や徴収用封筒、納付書の印刷費です。平成27年度は、徴収用封筒と納付書を作成しており、8万7,000円の増額となっております。

後期高齢者医療広域連合納付金は1億1,859万4,000円で、千葉県後期高齢者医療広域連合へ

納付する被保険者の保険料と基盤安定負担金です。基盤安定負担金の増により、6万6,000円の増額となっております。

諸支出金は17万3,000円で、保険料の過年度還付金及び一般会計繰出金です。

3ページには、後期高齢者医療制度の負担割合を円グラフにて表記いたしました。国の負担率が33.4%、県と町がそれぞれ8.3%で、公費負担が50%となっております。残りの50%は、保険者支援金が40%、加入者の保険料が10%となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大地達夫君） ここで、綱島監査委員より監査報告をお願いいたします。

綱島監査委員。

○代表監査委員（綱島 勝君） それでは、平成27年度の御宿町後期高齢者医療特別会計歳入歳出の決算につきまして監査報告をいたします。

平成28年8月28日、役場会議室におきまして、伊藤監査委員とともに地方自治法第233条第2項の規定により審査いたしました決算報告書並びに関係書類は、いずれも関係法令に準拠して正當に作成されており、関係諸帳簿により精査、照合した結果、その計数及び会計記録は正當であると認められました。

なお、詳細につきましては平成27年度御宿町決算監査意見書でご報告してございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

後期高齢者医療制度特別会計決算ということでございますが、今担当から説明もありましたが、いわゆる保険料の収受事務しかないというのが実態でしょうか。

決算概要の3ページに収納率の推移がございます。20年度、これは創設時からだと思いますけれども、27年度ということで、収納率を見ますと22、23、これは100%、2カ年ですね。それからまた、収納率下がってございます。この内容というか、要因を含めまして、どのようになっているのか説明を受けたいと思います。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 収納率の低下ということでございますが、ちなみに本年度の不納欠損した方の状況について申し上げますと、2名おまして、1名の方は亡くなられた方でございます。相続人の方から相続放棄受理証明書が郵送されたために、この

方については不納欠損させていただいたと。ですけれども、不納欠損した方も徴収率の低下に関係があります。あとは一般的なお支払いいただけない方が数名いらっしゃるということでございます。

以上です。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 了解いたしました。一般的には天引きで、あと町そのものは普通徴収事務、これは保険料減免度ということだろうというふうに思います。

この後期高齢者については、収納事務でありますけれども、ではこの後期高齢者、この方々の結果としての医療という中の保険料ということになると思うんですけれども、やはり健康づくり、そうしたものが非常に大事になってくると。逆に言うと、そのぐらいしか保険料を下げられることも含めてなかなか難しいと思うんですね。それについては、町としてどのようなことができるのか、実際どのようにやっているのか伺いたいと思います。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 今現在、後期で行っております健康事業につきましては、特定健康診査と人間ドック、あとまた町の一般会計で行っております保健事業で行っております。

後期高齢者につきましては、昨年度千葉県連合のほうでデータヘルス計画というのを策定いたしております。その中の目標の一つが健康診査の受診率の向上、もう一つが75歳到達者の歯科健康診査事業ですか、これが新規事業でございまして、今年度から行っております。町の行う事務につきましては、75歳到達者にその健診のお知らせを送るということで、その後の結果については連合に行くということになっております。

ちなみに、その特定健康診査につきましては、データヘルス計画ですと、本年度の目標は27年度受診率のプラス0.9%、うちの受診率27年度が14.4%でしたので、目標は15.3%ということになります。実績といたしましては15.1%でした。

また、来年につきましては、今年度の実績プラス0.8%増という目標を連合のほうで示されておりますので、それに少しでも近づけるように努力してまいりたいと考えております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

非常に限られた条件の中でやっていくということで、難しいことは重々承知しておりますけれども、今、特定健康診査だけで15.8とおっしゃられましたか。

（発言する者あり）

○10番（石井芳清君） 1ですか。ということで非常に低いわけですね。

確かに連合の目標としてもそんなに大きな数ではないんですけども、医療機関を含めたこの医療過疎というのが一番大きいのかなというふうに、私個人的には思ってはおりますが、ここはやっぱり大きく上げていくと。

高齢者になっても健康な方が、急に大病されるという事案も多く伺います。ということでありますので、日々の健康管理、これがやはり非常に大事になってくるのではないかなというふうに思います。例えば骨折などをしても、それがもとで寝たきりになるということもあろうかと思えます。そうしますと、そういう方が一人でも増えると家族が、若い人が、例えば奥さんとか旦那さんが仕事をやめて対応するとかも含めた状況になると思えます。直接的には医療費の反映、保険料の増長になると思うんですけども、それよりも先に、そうした健康づくりという中で、この会計は非常に厳しいわけでありますけれども、一般会計と連携をとりながら、安心して、笑顔膨らむ、そういう健康づくり、これを第一の課題として連携をとって運営をしていただきたいというふうに思うんですけども、その辺について、最後回答を求めます。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 広域連合と連携をとりながらやってまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は、挙手によって行います。

議案第11号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（大地達夫君） 挙手多数です。

よって、議案第11号は原案のとおり認定することに決しました。

ここで休憩といたします。再開は午後13時30分といたします。

（午前10時54分）

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き会議を続けます。

（午後 1時31分）

---

◎議案第12号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第4、議案第12号 平成27年度御宿町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

埋田保健福祉課長より議案の説明を求めます。

埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 議案第12号 平成27年度御宿町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

初めに、決算の概要について申し上げます。

平成27年度は、第6期介護保険事業計画の初年度であり、制度発足から16年が経過し、介護サービスに係る適正な給付を行うとともに、高齢者からの多様な相談や複雑な事例などに対応しております。このほか、認知症対策や運動機能の維持向上など介護予防事業に取り組み、介護認定者数は若干の減となり、認定者出現率は0.4ポイントの減となりました。急速に進む高齢化の進展の中で、高齢化率も47.4%となり、保険給付費も大きく伸びております。また、65歳以上の第1号被保険者数は、平成27年度末で3,628人、前年度と比べますと64人の増加となっております。

次に、歳入歳出決算収支でございますが、決算書の21ページをお開きください。

平成27年度介護保険特別会計歳入歳出決算は、歳入総額で9億9,362万8,162円、歳出総額9億6,826万2,385円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は2,536万5,777円の黒字決算となりました。また、平成28年度へ繰り越すべき財源はないことから、実質収支額は形式収支額と同額となりました。

続きまして、歳入決算の状況でございますが、決算概要で説明させていただきますので、決算概要の7ページをご覧ください。

歳入総額は9億9,362万8,000円となり、前年度と比べますと2,088万3,000円の増額、2.1%増となりました。増額の主な要因といたしましては、介護保険料について額の改定や制度改正に伴う財源構成の引き上げがあったことによるものです。

次に、歳入決算の主な特徴についてご説明をいたします。

1款介護保険料でございますが、1億8,406万4,000円で、前年度と比べますと1,672万円の

増となりました。収納率は横ばいであるものの、制度改正により第1号被保険者の保険料における所得段階が6段階から9段階に細分されたことに伴い、財源構成においても21%から22%に引き上げられたことによるものでございます。

2款使用料及び手数料は2万8,000円で、介護保険料の督促手数料でございます。

3款国庫支出金ですが、2億1,933万5,000円となり、保険給付費や地域支援事業費の増に伴い法定割合分が増となったことから、前年度と比べ901万6,000円の増となりました。

4款支払基金交付金は2億5,371万5,000円となりました。社会保険診療報酬支払基金から交付される第2号被保険者の保険料であり、国庫支出金と同様、保険給付費や地域支援事業費の増に伴い法定割合分が増となるところですが、第1号被保険者の保険料の財源構成が引き上げになった一方で、第2号被保険者においては29%から28%に引き下げられたことから、前年度と比べ552万5,000円の減となりました。

5款県支出金ですが、1億4,042万2,000円となり、前年度とほぼ横ばいですが、介護給付費の伸びにより県の法定割合分も増となることから、実績に伴う不足分については精算により追加交付されます。

6款繰入金は1億5,275万7,000円となり、前年度と比べますと1,767万9,000円の減となりました。主な要因といたしましては、保険給付費や地域支援事業費の増に伴う町の法定割合分が増となるものの、介護給付費準備基金からの繰り入れを1,840万円減額したことによるものです。

7款繰越金は4,314万9,000円となり、前年度からの繰越金でございます。

8款諸収入は15万8,000円ですが、認定調査の受託事業による収入や給付費返還金であり、平成26年度において、交通事故等による第三者納付金があったことから減額となりました。

次に、歳出決算でございますが、決算概要の8ページをご覧ください。

歳出総額9億6,826万2,000円、前年度と比較いたしますと3,866万6,000円の増額、4.2%増となりました。保険給付費の増加が主な要因となっております。

1款総務費ですが、職員人件費を含め、介護保険料賦課徴収や介護認定調査などの事務費に係るもので、2,271万1,000円となりました。制度改正に対応するためのシステム改修を行いました。職員の配置がえに伴い、人件費が減となったことから、前年度と比べ589万7,000円の減となりました。

2款保険給付費でございますが、居宅サービス、施設サービス、高額介護サービスなどに係る給付金で、9億1,325万9,000円となり、前年度と比べますと3,631万6,000円の増額となりま

した。要支援の方の介護予防サービス諸費で減額となったものの、要介護者の方の介護サービス諸費において増となりました。制度改正により、介護報酬のマイナス改定、特別養護老人ホームの入所が要介護3以上に限定されたことなどにより、施設給付費の減を見込んでいたところですが、入所者の増のほか介護度の入所要件がない老人保健施設の利用の増加により、施設サービスが増えたことが主な増額要因となります。

また、施設利用に伴う居住費、食費などの補足給付を行う特定入所者介護サービス費においても増となったことが、給付費増額の要因となっています。

3款地域支援事業費でございますが、2,146万5,000円となりました。転倒予防や生活機能の維持改善を目標とした鶴亀教室、鶴亀クラブ、元氣いきいき教室、ほのぼの健康教室など、介護予防事業を実施したほか、介護費用適正化のための介護給付費明細通知や、家族介護支援のための家族介護用品給付券の交付を行いました。増額の要因といたしましては、主任介護支援専門員の採用に伴う職員人件費の増によるものです。

4款諸支出金は1,082万7,000円となり、前年度の保険給付費や地域支援事業費に対する法定割合分の平成26年度精算であり、国・県支払基金への返還、町一般会計への精算繰り出しのほか、過年度の介護保険料の還付を行いました。

以上、平成27年度歳入歳出決算の概要を申し上げますが、決算審査意見書におきましてご指摘をいただいております事項につきまして、充分分析、検討を行い、今後の財政運営を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（大地達夫君） ここで綱島監査委員より監査報告をお願いいたします。

綱島監査委員。

○代表監査委員（綱島 勝君） それでは、平成27年度の御宿町介護保険特別会計歳入歳出決算につきまして監査報告をいたします。

平成28年8月24日、役場会議室におきまして、伊藤監査委員とともに地方自治法第233条第2項の規定により監査いたしました決算報告書並びに関係書類は、いずれも関係法令に準拠して適正に作成されており、関係諸帳簿により精査、照合した結果、その計数及び会計記録は正当であると認められました。

なお、詳細につきましては平成27年度御宿町決算審査意見書によって報告してございます。よろしく願いします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

平成27年度御宿町介護保険特別会計決算ということでございますが、ただいまの説明によりますと、本会計は第6期介護保険事業計画の初年度であるということの説明であるわけでありますけれども、対前年度比での決算の説明をいただいたわけでありますけれども、計画の数値との乖離があるのかないのか、その特徴点があるのかないのかと。

と申しますのは、たしか介護保険会計におきましては、都合3年度の需要サービスを見込んで保険料を算定するというふうにも伺っております。ですから、そういう面ではこの第6期、要するに第5期の期間に第6期の計画をたしか策定しておったと思うんですね。そのときの予測とこの1年経過した中での決算という中で、繰り返しますけれども、対前年度ではなく計画との乖離があるや否やについて、特徴点があるのかも含めて説明をいただければと思います。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） この件につきましては、平成27年度の補正予算でも一度申し上げさせていただきましたが、決算におきまして、27年度の計画値を上回っております。28年度予算につきましても、計画値を上回った予算編成をさせていただいております。

積算誤りということではないんですが、介護給付費が伸びている状況でございます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

じゃ、その中で15ページであります。決算概要の中で、第1号被保険者の状況、要介護認定者の状況、そして一番下段がサービス利用者の状況ということで、これを見ますと、今おっしゃったことの説明かなと思いますが、前年度と比べまして、年度末、3月末の利用状況が83.6%から88.2%ということで、約5ポイントですね。それまで見ると、ほぼ横ばいもしくは約2ポイント程度ですか。ということで、余り変化がないんですけれども、特に27年から28年については大きく利用率が高まっているという表であろうかと思えます。

そのことと、逆にもう一つ伺いたいのは、もともと保険でございますので、先ほど説明もいただきましたけれども、認定者や支援する方にとっての負担軽減を図っております。その一方で、介護状態区分によって受給可能なサービスに制限があるなど、制度上個々のニーズに適應できない面があるため、全ての認定者のサービス利用が困難な状況もありますというふうに先ほど説明いただきましたね。

それで、例えば私なんか相談を受けるのは、介護認定を受けても、その全てのサービスを

受け切れないという方も何人かいるようでございます。そういうことも含めまして、これが利用率が88.2ポイントになっているということかというふうに思うわけでありませけれども、この受給可能なサービスに制限があるなど、個々のニーズに適應できない面があるという具体的な事例について説明を求めたいと思います。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 細かい資料がないということであれば、今私が一般的に、余り人数はないんですけれども、何人かにそういう相談を受けたことがございます。そうした状況は多分ほとんどの方がそうであろうなど。逆に一定の所得のある方については、介護保険以外も個別の民間の保険でありますとか、さまざまなことを利用されているというふうにも伺っております。

そういう中で、国保のほうも申しあげましたけれども、介護保険は全ての方が対象者となっておりますので、当然その中には国保、先ほど申しあげました農業者だとか、商業者だとか、そういう方も当然たくさんいらっしゃる、民宿だとか、商店主とかね。

ということでもございますので、そうした中で一般的にはそうすると、国民年金加入者が多いのかなというふうに思うわけでありませ。そうしますと、最低年金というのは当然かなりの低い額でございますので、例えば施設入所だと賄い切れないという中で、例えばせがれさん夫婦とか、家族でそういう費用を賄うという事例が多いんだろなと思うんですね。そういう中では、なかなかサービス全てを使い切れない部分が現実的にはあるのではないかとこのように思うわけでありませ。

そういうことも含めまして、それを地域支援事業、ホームヘルパーも含めまして包括支援のほうで支えていく、もしくは一般会計による保健福祉、老人福祉の中で支えていくんだろなというふうに思うわけでありませので、その辺は単なる帳面とか制度じゃなくて、その人の本当に生活できる、安心して暮らしていける、介護を受けられる、それは制度の問題じゃないんですよ、ここはたまたま介護保険制度であるんですけれども、そこでどうしても支え切れない部分というのは、当然町としてきちんと生活相談、要するに生活設計ですね、乗ってあげることが私は非常に大事じゃないかというふうに思うんですけれども、そういう形でもよろしいのか。またそうした対応をとっていただけるのかどうかについて伺いたいと思います。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 先ほど説明した中にありましたけれども、27年度からの主任ケアマネを採用いたしまして、社会福祉士、保健師と3職種がようやくそろった状態となりま

した。このことによりまして、より専門的な相談を受けることができます。また、いろんな事例も解決してきております。

今後も町民の方のいろいろな相談に乗りまして、解決に向けて助言等、または補助等していきたいと考えております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 了解いたしました。

本町では、事業所ではなくて町が直営で包括支援センターを運営しているというふうにも伺っております。決して高齢者の方が路頭に迷わないようにしっかりと、いわゆるワンストップサービスで御宿町は対応できるというふうに思いますので、きめ細やかな事務を引き続きとっていただきたいというふうに思います。

また、そういうことの中で適切な介護、また、健康づくりの中で介護保険料の縮減ですか、究極的にはそういうものも図っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は、挙手によって行います。

議案第12号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（大地達夫君） 挙手多数です。

よって、議案第12号は原案のとおり認定することに決しました。

---

### ◎議案第13号の上程、説明、質疑

○議長（大地達夫君） 日程第5、議案第13号 平成27年度御宿町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

田邊企画財政課長より議案の説明を求めます。

田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 議案第13号 平成27年度御宿町一般会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

初めに、歳入歳出決算收支でございますが、決算書の115ページ並びに決算概要9ページをお開きください。

平成27年度一般会計歳入歳出決算は、歳入総額で36億8,875万2,973円、歳出総額34億3,450万6,858円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は2億5,424万6,115円の黒字決算となりました。また、平成28年度へ繰り越すべき財源3,303万1,120円を差し引いた実質収支額は2億2,121万4,995円となり、実質収支の額の標準財政規模に対する実質収支比率は9.1%となりました。

続いて、歳入決算の状況でございます。決算概要の4ページをご覧ください。

歳入総額36億8,875万3,000円、前年度と比較しますと2億7,645万9,000円、8.1%の増額となりました。

歳入決算の主な特徴についてご説明いたします。

1款町税の決算額は8億8,421万8,000円です。前年度と比べて3,518万4,000円の減額となりました。各税目の内訳につきましては、決算概要19ページをご覧ください。

主なものを申し上げます。

まず、個人町民税の決算額は2億8,155万5,000円で、所得割のうち主に営業所得の減により、前年と比べ973万1,000円の減額となりました。

固定資産税の決算額は5億1,280万5,000円で、このうち土地分につきましては1億4,921万6,000円、家屋分については3億766万1,000円となり、固定資産の評価がえの影響により、土地分は前年度に比べ1,567万3,000円、家屋分は1,454万9,000円の減額となりました。

4ページにお戻りいただきまして、2款地方譲与税以降は、内容や増減に特徴のある項目についてご説明いたします。

6款地方消費税交付金の決算額は1億2,576万6,000円で、地方消費税の影響により5,097万2,000円の増額となりました。

8款自動車取得税交付金の決算額は1,055万9,000円で、販売単価の増などにより、前年度に比べ302万円の増額となりました。

10款地方交付税のうち普通交付税の決算額は11億8,080万3,000円で、人口減少等特別対策事業費の創設などにより、前年度と比べ1億7,254万円の増額となりました。

特別交付税の決算額は8,643万2,000円で、前年度とほぼ同規模の額が交付されました。

12款分担金及び負担金の決算額は2億631万円で、保育所運営費負担金の収入科目が、13款使用料及び手数料に変更となったため、前年度に比べて1,860万4,000円の減額となりました。

13款使用料及び手数料の決算額は8,966万1,000円で、保育所運営費負担金を当科目で使用料として収入することとなったこと、及び観光施設の使用料が増加したことなどにより、前年度と比べ2,450万円の増額となりました。

14款国庫支出金の決算額は2億4,859万3,000円です。主な内容は、介護給付事業負担金、地域住民生活等緊急支援交付金、児童手当負担金、臨時福祉給付金事業補助金でございます。地域住民生活等緊急支援交付金の交付などにより、前年度と比べ6,150万9,000円の増額となりました。

15款県支出金の決算額は2億1,418万7,000円です。主な内容は、保険基盤安定負担金、介護給付事業負担金、地域グリーンニューディール基金事業補助金、産地水産業強化支援事業補助金でございます。地域グリーンニューディール基金事業補助金、産地水産業強化支援事業補助金の交付により、前年度と比べ4,322万1,000円の増額となりました。

16款財産収入の決算額は2,448万円で、町有地の売り払い収入があったために、前年度と比べ557万円の増額となりました。

17款寄附金の決算額は6,507万1,000円で、全て活力あるふるさとづくり基金寄附金でございます。返礼品の充実などにより、前年度と比べ6,216万2,000円の増額となりました。

18款繰入金の決算額は2,585万7,000円です。平成26年度に地域の元気臨時交付金基金の繰り入れがあったため、前年度と比べ4,489万6,000円の減額となりました。

21款町債の決算額は1億9,870万円です。主な内容は、臨時財政対策債、中山間地域総合整備事業債、認定こども園建設事業債でございます。前年度と比べ950万円の増額となりました。

次に、歳出決算でございます。5ページをご覧ください。

歳出総額34億3,450万7,000円、前年度と比較しますと2億358万7,000円、6.3%の増額となりました。翌年度への繰り越し事業費を除いた執行率は98%でございます。

それでは、歳出決算の主な特徴についてご説明いたします。

1款議会費は、議員の活動経費や議会の運営に係る経費を支出し、決算額は7,475万円でございます。

2款総務費は、全般的な管理事務、企画調整事務、財務管理事務、各種統計調査、戸籍、徴税、選挙等に係る経費を支出し、決算額は7億6,504万2,000円でございます。平成27年度は、国の経済対策による地域住民生活等緊急支援交付金事業の実施や、活力あるふるさとづくり基

金寄附金の収入に対応した基金積み立てのほか、社会保障・税番号制度に対応するためのシステム改修などを行いました。これらの事業実施により、前年度と比べ1億1,106万8,000円の増額となりました。

3款民生費は、社会福祉、障害福祉、児童福祉等に係る経費を支出し、決算額は9億2,093万9,000円でございます。平成27年度は御宿認定こども園の建設に係る建設設計業務等のほか、低所得者等に向けた臨時福祉給付金事業を実施しました。国民健康保険特別会計繰出金が増額になるなど増加要因があるものの、平成26年度には児童福祉施設建設等基金積立金があったことにより、前年度と同規模となりました。

4款衛生費は、感染症予防、保健健康指導、環境衛生、じん芥処理、し尿処理等に係る経費を支出し、決算額は5億514万3,000円でございます。平成27年度は、保健衛生に関しては中学3年生までの医療費補助を継続して実施したほか、環境衛生に関しては環境負荷に配慮したごみの減量や資源化、道路、河川の美化活動に取り組みました。清掃センターの施設補修工事費が減少したことなどにより、前年度と比べ1,065万3,000円の減額となりました。

5款農林水産業費は、農業委員会、農業生産基盤整備、水産資源確保、農漁業者支援等に係る経費を支出し、決算額は1億1,950万5,000円でございます。平成27年度は、アワビの漁獲量増大に向けた魚礁の設置工事を行ったほか、御宿産品の研究と普及活動、有害鳥獣対策の拡充、新規の農業・漁業従事者の確保育成のための給付事業に取り組みました。これらの事業の実施により、前年度と比べて4,836万9,000円の増額となりました。

6款商工費は、商工業の振興、観光施策に係る経費を支出し、決算額は1億6,975万4,000円でございます。平成27年度は、消費を喚起するプレミアム付き商品券の発行や、外国語観光ガイドブックの作成、多言語観光案内看板の設置、おもてなしトイレの整備に取り組んだほか、雇用対策として町内就業者への家賃補助や企業誘致・雇用促進奨励金制度を創設しました。これら事業の実施により、前年度と比べ5,346万4,000円の増額となりました。

7款土木費は、道路や橋梁の維持補修費や改良費、河川管理費、公営住宅管理費などを支出し、決算額は8,220万9,000円でございます。平成27年度は、平成26年度に詳細設計を行った地曳橋について補修工事が完了したほか、老朽化した舗装や排水施設の修繕を進めました。地曳橋補修工事の実施などにより、前年度と比べ671万4,000円の増額となりました。

8款消防費は広域消防及び町消防団の運営経費、消防施設の整備費を支出し、決算額は2億916万6,000円でございます。平成27年度は消防団第8分団の消防ポンプ車を更新したほか、消防団員の活動環境の改善等のために、団員報酬等の改正を行いました。前年度と比べ197万

5,000円の減額となりました。

9款教育費は、教育委員会、小学校、中学校、社会教育等の教育関係の経費を支出し、決算額は1億9,693万5,000円でございます。平成27年度は中学校体育館に太陽光パネルを設置し、避難所として使用した際の電力確保を図ったほか、小学校校舎のトイレの洋式化など、教育環境の充実を図りました。平成26年に野球場トイレ改修工事や、小学校擁壁改修工事を実施したことから、前年度と比べ1,255万円の減額となりました。

最後に、11款公債費の決算額は3億9,106万3,000円でございます。平成24年度に借り入れた中学校屋内運動場整備事業債の据え置き期間が経過したことなどから、前年度と比べて2,779万5,000円の増額となりました。

なお、性質別歳出決算の状況につきましては、決算概要の6ページ、政策別歳出決算の状況につきましては7ページにまとめてございます。また、財務書類につきましては、その分析等も含め、10ページから18ページにまとめてございますのでご参照願います。

以上、平成27年度歳入歳出決算の概要を申し上げましたが、決算審査意見書におきましてご指摘いただいております事項につきましては、充分分析を行い、今後の財政運営に生かしてまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（大地達夫君） ここで綱島監査委員より監査報告をお願いいたします。

綱島監査委員。

○代表監査委員（綱島 勝君） それでは、平成27年度御宿町一般会計歳入歳出決算につきまして監査報告をいたします。

平成28年8月24日、役場会議室におきまして、伊藤監査委員とともに地方自治法第233条第2項の規定により審査いたしました決算報告書並びに関係書類は、いずれも関係法令に準拠して適正に作成されており、関係諸帳簿により精査、照合した結果、その計数及び会計記録は正当であると認められました。

なお、詳細につきましては平成27年度御宿町決算意見書によって報告させていただいております。よろしく願います。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 1番、瀧口です。

綱島さん、監査ご苦労さまでございます。

それでは、ちょっと四、五点まとめて質問させていただきます。

まず、88ページ、一般職時間外休日勤務手当についてお聞きしたいと思います。

平成26年が713万円、今決算をやっているのが、27年度が1,166万4,000円、本年度が当初予算1,598万8,000円で、今、働き方が問われております。一億総活躍でもどういう働き方をするかと、また、都知事ですね、きのうですか、8時だよというような言い方をして、公務員、特にほかの職業を持っていませんので、働いた分だけ適正に支払っているかという中で、まず各課の執行状況という形でいいますと、各課大変なので、まとめて総務課長、お願いしたいと思いますけれども、全体で結構です。

まず、時間外についての支払状況と単価ですね。また、休日出勤の支払い、代休があるのなら、代休の処理をどうしているかと。また、休日出勤の単価ですね。また、支払い状況と有給の消化率ですね。代休があるかどうか質問して、ご答弁いただいてからにしたいと思います。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 一般会計ベースで、総額のほうでちょっとお答えを、一旦させていただきますと思います。

まず、時間外勤務手当、平成27年度につきましては、時間外勤務手当につきましては846万4,000円支出してございます。また、休日勤務手当については42万1,000円でございます。合計、こちらの合計をいたしますと888万5,000円というような支出の状況でございます。

こちらにつきましては、昨年度と比較をいたしますと、時間外勤務手当、休日勤務手当合わせまして58万8,000円の増額というような状況でございます。これらにつきましては、例えばふるさと納税で非常に多くの寄附をいただいて、そのための処理の事務でありますとか、あと国の関係になります、臨時福祉給付金ですとか、そういった単年度の事務があったことによるものというふうに考えてございます。

それから27年中になりますが、有給休暇の日数ということでございますが、こちらにつきましては、平成27年中は平均8.6日というような状況でございます。こちらにつきましては、平成26年時点では9.1日ということでございますので、0.5日減っているような状況にはございます。こちらにつきましては、平成27年から夏期休暇を従前から設けておりますが、こちらの日数を3日から5日に変更し、それから取得の期間を7月から9月というものを、7月から10月に1カ月間延長して27年は行いました。その中では、この5日間に対する取得率は4.76日というような平均の状況でございます。こうしたものも踏まえた中では、若干有給休暇に影響したのかと。トータル的には増やしていかなきゃいけないんですが、この部分が切りかわりの年で影響

したのかなというふうには考えてございます。

○1番（瀧口義雄君） 単価が抜けている。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 時間外勤務手当の単価につきましては、個人の単価に、時間外ですと1.25ですとか、休日の場合は1.35とかそういった係数を掛けた金額で支払うということになりますので、個々の単価というふうになります。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 1,166万円のこの内訳がどうなっているか。足しても880万円ですよ。そういう中で、ほかの勤務手当が入っているんでしょうけれども、時間外休日勤務手当と、あと残業というか、時間外が840万円、確かに予算ベースでも約400万円ですか、そのくらい上がっていますから、当然処遇をよくしているという中で、代休という形の休日出勤の処理はないということによろしいんですね。

○議長（大地達夫君） 大竹課長。語尾までゆっくり発言しましょう。

○総務課長（大竹伸弘君） 申しわけありません。代休の処理につきまして、今手元に数字は持っておりませんが、代休処理は、勤務をして、そのかわりの日を休むということも勤務管理上必要なことだというふうに考えておりますので、日数は発生しておりますけれども、数字のほうは手元に、申しわけありません、持ってございません。

○議長（大地達夫君） 今決算書ですか、予算書ですか。

瀧口義雄委員。

○1番（瀧口義雄君） 1番、瀧口ですけれども。

総計、時間外とか、それを総計すれば1,166万円になるわけですよ。ところが、予算はそういう形で載っていますけれども、決算で載っていないから、じゃ、その内訳は、電卓がないですから、総計して出すのが普通じゃないですか。

じゃ、各課で1つずつ足していって言ってください、それなら。そういうことでしたら、各課の時間外と休日出勤と勤務手当と、足して幾らになるかということですよ。決算に載っていますから。それを各課でやると大変でしょうからまとめてやってくださいと。

休日出勤を代休で処理すると、それを、仕事して疲れているから有給という処理は、ちょっと言いわけとしてはよくないんじゃないですか。というのは、さっきの有給の話だと消化率8.1と、通常20日いただけると、繰り越していくという形では40日あると。40日までないでしょうけれどもね。そうしたら、それが残ったら休日出勤がまた代休の部分が残っていると、現

金決済が普通なんじゃないですか。本人が希望すればともかく、現金支給しないという方針ですか。というのは、この1,166万円、これは補正がないんですよ。減額、増額が全然ないんですよ。ということは、宛てがいぶちみみたいな形で、それで計算しているんじゃないかなと思うんですけども。

課長、この1,166万円ね、さっき言った。それについては、要するに増減がないんですよ。ぴったりそれでおさまっているんですよ、決算書で。ということは、そういう処理の仕方をしているんですか。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 当初予算の中におきまして、人件費の明細の部分での1,166万4,000円ということ、これは当初予算の計上額で、時間外とそれから休日勤務手当ということで計上させていただいた額でございます。先ほど申し上げましたのは、この枠の一般会計の中で、27年度の決算において支出した額ということでございます。

それから、先ほどちょっと言い方が私のほうちょっとよろしくなかったかもしれませんが、要は週休、休みの日に、週の中で休みとされている日に出た者を代休で処理するというのを推奨しているということではありませんし、支払いしないということではなくて、ただその勤務の仕方としては常にお金だけだと、例えば結果的に休めなかったらという観点もありますので、そうした処理もさせていただく場合があるということでございます。

○議長（大地達夫君） 答弁漏れありますか。

1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 休日出勤が、要するに週休2日制だという中で休みをとれということわかりますよ、それは理屈としては。でも、本来働いたものは現金ですよ。現金で請求したら払うということによろしいんですね。

というのと、さっき言ったように、予算ベースと決算ベースが同じなんですよね。違いますか。じゃ、27年度当初が1,166万4,000円ありますけれども、これは減額でも増額でもいいですけども、補正されているんですか。わからないなら後で計算しておいてください。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 記憶の部分でございますが、年度の途中で、例えば先ほど申し上げたふるさと納税の関係で、やはりかなり事務が非常に大変になっておるということで、補正をさせていただいたという記憶はございます。

先ほどの一千何万円というのは、当初予算の中での予算の中に計上されておる金額というこ

とで、今回先ほど申し上げた888万5,000円といいますのは、27年度の決算において、そうした補正の部分による執行も含めまして、実際に支出をした額ということでございます。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） よく話が伝わっていないようですけれども、1,166万円云々は、さっきのところ、88ページのそれを総計するとそうなるんですよね。確かに夏の時期とか、いろんな時期、例えば税務課は申告の時期と精算の時期ね、観光課は夏のシーズンとかイベントで忙しいと。いろんな形のもので、それはそういう形で事業をやっていくのはわかっています。時間外が出ていくのはわかっていますけれども、そうしますと、これだけで約880万円ぐらいだと、あと勤務手当があると。じゃ、残り全部勤務手当なんですか。

というのは、28年度のこの予算書の中に、27年度の決算ベースとは言わないんですけれども、予算でそう載っているじゃないですか、びったんこで。変更がない。28年度の予算書の時間外、休日等々載っているんですよ。あなたたちが出したものを私は出しただけで、計算がとろいから電卓で全部を集計することはできないけれども、あなたたちはデータでぴっと出るでしょうから、そういうことを聞いているんですよ。じゃ、残りの約300万円はどこへ行ったんですかということなんですよ。それは後で結構です。

次にいきます。ページ45、報償費。ON19サミット参加報償。まずこれについて、21万420円ですね。これについて、予算執行とどういう効果があったのか。あと支払明細ですね。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） ON19サミット参加報償の21万420円でございますが、これはON19サミットの開催に係る参加者の報償でございます。学生26名、先生2名、あと住民15名、これ1回目でかかりまして、2回目は学生の津田沼から御宿までの電車賃ということで2万1,420円、それと参加していただきました住民の皆さん6名分、3,000円掛ける6名分ということで、合計で21万420円の支出をさせていただきました。

1回、2回と2回年度内に、昨年10月には総合戦略をつくりましてからやりまして、これによって町の概要等を、ディスカッションなどを2回していただきまして、これがもとになりまして今年度商工会青年部と一緒に、御宿工務店という小学生とご家族、あと学生さんで、一旦岩和田小学校のほうで、工務店ということで遊具のような、また公園で使えるようなベンチのようなものを一緒につくろうというのを、1回企画しております。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） C C R C、この間ば総研がそのプロポーザルで選定されましたけれ

ども、あそこにも学生交流という言葉がいっぱい載っています。また、大学連携という形が載っていますけれども、これを見ると1校だけという感じなんですけれども、総務課の行政班のほうの資料で、御宿に学生交流というか、いろんな形で調査研究している大学がずらっと載っています。そういう中で、何で1者だけだったんですか。ずっとCCRCのやつを見ても、1校だけなんです。包括協定、地と知の連携で結んでいます。それはわかりますよ、今後は。

私の記憶しているのは、ちょっと後にしますけれども、今後こういう形でやる場合、多種多様の大学があるわけですよ。1校だけじゃなくて、そういうものが必要じゃないですか。きのうも申しましたけれども、大学によって、また総合大学からいろんなものがありますけれども、そうじゃなくて体育関係だ、レクリエーション関係なら武道大学もある。医療、福祉、介護なら亀田医療大学、順天堂、千葉大の医学部、貸し農園でしたら千葉大の園芸学部、東京農大等々、それに準じたものがあるじゃないですか。テーマによって違って来るわけでしょう。

工学院の学生も来ている。補助なんか全然もらっていない、手弁当ですよ。この差は何なんですかと。開かれた町、協働のまちづくりと言っている中で、1者だけじゃないですか、1校。何でそんなに偏ってしまうんですか。去年包括協定を、その部門によって結んだらどうですかとって、1年過ぎています。

それともう一つ、一番大事なことは、前木原総務課長がこの包括協定、地と知の連携じゃないですよ。そのときに予算は使いませんと。だから議決案件ではないと言ったじゃないですか。僕ら何度も議決すればそれはそういう形のほうがいろいろとよろしいんじゃないですかと、それ本人が言っているんですよ。予算は使いませんと。ただしと1項だけ入りましたけれどもね。教育課であそこに行くのだけは了解してくれということは言っていましたけれども、それはずっと継続してやっていますから。スカイツリーですけどもね。それは了解しています。

こういう事業に金がかからないと、大学に関しては費用は使わないという言い方をした。それで議決案件じゃないんですよ。でもこれお金でしょう。その違いはどうなんですか。

今後は地と知の連携があますから使いますよ。どっちを使っていくのか、私なんかわからないですから。同じ大学で2つあると、前も言ったじゃないですか、精査しなさいと。これだつて5年後どうなるかという話もありますけれども、お金を使わないと、使っているじゃないですか。これは条例で決まっているんですよ。木原総務課長、前のね、それは使わないと言って、今もって議決案件じゃないんですよ。だから予算使わないと。空手形だったらわかるんですよ、でも現金ですから。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） ○N19サミットにつきまして、今工大だけだというようなご指摘をいただきまして、確かにそのとおりでございますが、この件に関しましては、前にも滝口一浩議員さんからご質問いただいております、その1校に絞るということではなく、その時々テーマによって、いろいろ開いていきたいということを答弁しております。今後もそのようなスタンスで、必要に応じてほかの大学も入っていただく等、考えております。

また、千葉工業大学との包括連携協定につきましては、締結前に総務委員会議員協議会で、その点についてのご説明をしたというような記録を見ておまして、協議の際に参酌いたしました全国議長会の議事調査部の見解では、協定の締結後に具体的な予算項目が発生した場合に議決を求めることとなるという、それで担保されるものと考えるというようなことで、ご了解をいただいているものと認識しております。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） おっしゃるとおりですよ。予算かかるような状態ができれば、議案として出してくるということは聞いておりますよ。出していないじゃないですか。予算執行終わっているじゃないですか。年度内に出さないじゃないですか。監査どうなんですか。

監査は正当だと判断しているんです。僕はこの支出に関しては、真っ当に使われていると思いますけれども、条例に反して執行しているんですよ。僕は使ってもらいたいんですよ。ところが、議案として出さないと言っているんですから。

御宿の議決すべき事件という条例がありますね、それで予算のかかるものは議決案件だということで、御宿は条例で定めております。何度も言っております。滝口議員も何度も言っております。予算がかかるなら議決案件にすると、そういうことも言っていましたよ。でも一向にやらなかった。そのまま執行しちゃったじゃないですか。

監査、これは何にあたるんですか。あなたは正当だって言っているよ。

○議長（大地達夫君） 綱島監査委員。

○代表監査委員（綱島 勝君） 今回の決算審査におきましては、予算に基づきまして支出負担行為、そしてそれに基づき、その支出が終わった時点で支払命令、それに基づいて帳簿、それから歳入歳出簿等、諸帳簿を調査して監査をしているわけでございます。例月監査とあわせて、決算監査もそういう形で行っているわけでございまして、支出負担行為や町長の決算により、また支払命令も町長の支払いでございまして、それが出納室で支払えということの中で、数字が適正かどうか、そういうことについて審査しているわけでございまして、1つの案件について条例までひとつひとつ監査しているわけではなく、今回の決算については、そういう形で

正当であるというような形で認めたものでございます。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 1番、瀧口です。

監査、それやったら何でもスルーになっちゃいますよ。条例に基づいて審査すると書いてあるじゃないですか。その条例を知らないあなたは監査として問題がありますよ。そうでしょう。これは私も少し勉強しました。広域でやっていますから。

条例に基づいて適正に予算審査するんですよ。ところが、あなたは条例は知らない。議決案件だということは、御宿町は条例をちゃんとネットで載せているんですよ。そういう中で、条例に反して出しているんですよ。僕らはちゃんと使ってもらったほうがいいんですよ。ところが条例に基づいて出すと。読みましょうか、全部。読まなくて、あなたはずっとやっているからわかるでしょう。それを知らないで監査にならないですよ。それは、出したんだと、使ったんだと、合っているから、合っていると云ったら監査法人なんか要らないですよ。

○議長（大地達夫君） 綱島監査委員。

○代表監査委員（綱島 勝君） 一応、その予算に対して議決権があって、予算が議決されているということをもとに、基づいて支出が行われているということの解釈でございまして、もし予算の審議のときにそれが条例で出される前に支出するようなことであるのであれば、当然またそこでいろいろと協議がなされるものじゃないかというふうに思います。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 予算審議、ここに書いてあります。議決どおりに執行されているかということは書いてありますよ。それはそのとおりです。議決のないものは専決処分ぐらいしかない、この災害みたいに。それは了解していますよ。

そうじゃなくて、議決のときに、議案のときに、大学1校だという話じゃない。執行したときにそうなんだから。それは僕らは知らない。議決して、1校だという、包括協定にかかわる1校だって知らない。それはあなたの仕事だよ、監査の。条例に適しているかどうかというのを監査するのがあなたの仕事だよ。それで条例に基づいていない執行が、数字だけ合っていて正しいと言われるようなことじゃしょうがないじゃないですか。明らかに条例に則していないから、違反とは言わないけれども、則していない。それをあなたは知らないと言うんなら、話にならないじゃないですか。田邊課長。

それで、執行できないんだよ。やるんなら議案として出してくれと、石井議員も前に言っていましたよ。何度も言っています、私たちは。あなたたちは出さなかったんだ。僕ら大学の連

携は一生懸命やってもらいたいと、いろいろと関係ありますから。そういう中で、正当に適正に働いてもらうような形にしなければいけないでしょうよ。後ろに隠してがちゃがちゃやるような話じゃないでしょう。学生が堂々と来て、町と協力して、住民と協力してやるような執行をしなければいけないでしょう。これ現実的に、条例で予算使わないって、前の総務課長が、やめた木原課長が言っているんですから。どうしようもないじゃないですか。それが正当だと言うんですか。監査。おかしいじゃないですか、条例に予算は使わないというものを使っていると、使うときは出すと、議案として。出していないじゃないですか。

地と知の連携はね、4月以降オールオーケーですよ。これは27年度の決算ですよ。

○議長（大地達夫君） ここで暫時休憩します。

（午後 2時36分）

---

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時12分）

---

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 大変貴重なお時間を、長時間いただきまして、誠にありがとうございます。

ここで、今問題となっています審議の対象となっております件につきまして、この御宿町議会の議決すべき事件に関する条例についての私の見解、考え方を申し述べさせていただきます。

今問題となっておりますのは、この第2条の16項目めの「他団体と結ぶ提携及び協定のうち、予算を伴うものの策定及び改廃」とございます。この第16項目めの理解について、非常に見解の相違が私はあると。瀧口議員さんを初め議員の皆様方、わかりやすく言えば、包括連携協定を結んだ千葉工業大学と連携を結んだことは条例違反じゃないかということではありますが、私はそんなことは絶対はないという理解でございます。

そしてこの問題は、地方自治法に基づいて、別に各自治体が議決案件を設定することはできないということですが、非常に項目が多過ぎる。これだったら全く町が進まない。ここにひとつひとつやっていたら。だから私の見解は、ぜひ今後この内容について、議員の皆様方にぜひ再検討していただいて、改正をお願いできればと思う次第でございます。

全く私は、千葉工業大学と包括連携を結んだことが条例違反であると、法律違反であるという認識は全くございません。これは深く、私の執行権、代表の執行権、代表権ともかかわりが

ございますから、そのような見解を申し上げまして……

(「議長、おかしいぞ」と呼ぶ者あり)

○町長(石田義廣君) 私の考えを述べさせていただきます。

(「包括協定を結んだらいけないって言っていないぞ、誰も」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 瀧口義雄君。

○1番(瀧口義雄君) ご意見は賜りました。

まず、条例自身にいちゃもんつけること自体はおかしいんじゃないですか。これはこれで条例で、悪法でも何でも条例ですよ。それがおかしいと言うんなら、日本にいられないですよ。

というのと、包括協定を結ぶのが、千葉工大と包括協定を結ぶのがいけないなんて誰も言っていないじゃないですか。議決案件にしたほうが予算を使うなら、より有効的に使えると、それを議案として出してこない。そしてこの議案自体が変だと言われたら、審議も何もできないじゃないですか。私たちは、可決された条例、また、この条例が法律に違反しているんなら、これはみんな謝らなきゃいけないよ。こっちサイドとしては。条例に違反していないんですよ。法律に基づいて条例を制定したんです。それで、全部計画、全てこれ予算を伴う計画ですよ。だから審議するに必要にあって、条例にしたんですよ。

この包括協定は、予算を使わないとさんざん言っているじゃないですか。そこが違うんですよ。今度は地と知の連携のやつは、議決されていますから、それは使えますよ。それは28年度からです。それが、法律がおかしいとか、包括協定云々が、私たちは言っていないじゃないですか。

千葉工大と議案として出してくれば誰も反対しなかったですよ。と思います。それはほかの議員はわからないけれども。明らかにこの条例に基づいて執行された予算、これが包括協定の15、16、これに値すると、だから違反していると。あなたは違反していないと言って、これ自体がおかしいと言ったら、こんな議論できないですよ。

○議長(大地達夫君) 石田町長。

○町長(石田義廣君) この条例の内容につきましては、私も今後よく研究はいたしますが、わざわざここに、協定のうち予算を伴うものと書いてありますけれども、現時点の私の見解は、予算を伴わない協定などあり得ない、ないんじゃないかというような気がいたします。わざわざここに書いてあるのは、協定時に予算を伴うものと私は今現時点では理解しておりますけれども、協定時には予算を伴わなかったからあの協定を結ばせていただいた。その後、いろい

ろな、当然のことながらいろいろな予算が発生する。その都度予算については審議をいただく。これが普通の形かなと考えているところでございます。

現時点の私の見解はこのようなものでございます。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 要するに予算がかかってくるということが想定される協定なんですよ。

それで、何を言っているかという、田邊課長は、先ほど言ったように、予算がかかる時には議案として出すということを隣の隣で言っているんですよ。町長と見解が違うんです、それは。もう一回読み上げてください。

予算がかかるようなときは、議案として出すということをあなた言ったでしょう。やくざもんじゃないんだから、言った言わないは言わないで、ね。そういう中で、事務方は予算がかかるような、はっきり言って金がかかるような事業が出たら議決案件としますと言っているじゃないですか。この条例自体がおかしいというなら議論できないですよ。そうしたら何でもありになっちゃいますよ。

はい、田邊課長、読み上げてくださいよ、はっきり。

○議長（大地達夫君） 私から一言、現実に今執行されている条例に関して、それがいい悪いという議論はいかなものかという気がします。

それは置いておいて、これは決算議会でございます。もう一度そちらに話を戻していただきたいと思います。

1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 議長のおっしゃるとおりだと思っています。この条例悪い云々じゃなくて、決算がいいかどうかという中で、私は執行した21万何がしがね、ということをやったら、担当課長は予算を伴う場合はという話をしたから、条例に反していると言っただけですよ。

この条例に基づいて予算執行をなされたということが、この条例に反していると。現実的にこれ予算案の話で、決算の話です。そういう形でこれは条例に則さないという言い方をして、その条例自体がおかしいと言ったら、もうやっつけられないですよ。

○議長（大地達夫君） 審議を続けます。

ほかに質問ありませんか。

（「おかしいよ、議長、そのまま進めるのは」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 1番、瀧口です。

これでこのまま議論を終わりにするんですか。議長。

○議長（大地達夫君） サミットの件に関しては、既に3回を超えておりますので……

○1番（瀧口義雄君） いや、サミットの件じゃないよ。そうかもしれないけれども、私は違反だと、則していないと言って、法律自体がおかしいと、後で見直してくれと。これであなた終結しちゃうんですか。

○議長（大地達夫君） 条例違反ということの討議があったということですね。

○1番（瀧口義雄君） 聞こえない。

○議長（大地達夫君） 条例違反というテーマが変わったということですね。

○1番（瀧口義雄君） だから条例違反じゃなくて、予算執行が、この条例に、御宿町の議決された条例に沿っていないということを行っているんですよ。そうしたらこれ自体がおかしいといたら、どこで議論するんですか。

私は予算執行が、予算は議決しましたけれども、執行にあたってそういう状態、包括協定にお金を使わないというものに対して、それはこれに反しているよと言った中で、田邊課長は、そういうときは先に、事業執行の前にこの議案を出すというのがという話をして、結局出さなかったということで、この条例に反しているということを認めているんですよ。

それで町長は、この予算を伴うといたら全部なるということがおかしいと言っている。私たちは議決すれば、それで予算オールマイティーですよ。それをこれに言われたんじゃ困りますよ。こっちの人がこの条例を可決したの、これはおかしいと言われている。このこと自体が、それはそっちが言ったからこう言っているの、3回云々の話じゃないでしょう。

私は予算執行はという話の中で、条例自体が変だと、はっきり言えばこれが、この条例自体がおかしいと言っているんだから。今ある条例で私たちは審議しているんですから。終わりにしないでください。

（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 議事進行の声が出ましたが、進めてよろしいですか。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。緊急発言をさせていただきます。

ただいまの町長の発言は、議会を冒瀆するものであると理解いたします。

御宿町議会は、憲法、条例に沿って運営していると確信しているものでございます。そしてまた、そうであるならば、現年度内に訂正を長として求めるべきであるというふうに理解しております。現年度内にそういう対応がなかったと私は理解をしております。

でありますので、町長も憲法、条例に基づいて予算を執行したというふうに理解をしております。そうであるならば、全く議会は不毛であります。審議する要件はありません。

議長、それでよろしいのでしょうか。

○議長（大地達夫君） 町長からはコメントございますか。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 先ほど申し上げましたけれども、この条例に関する私の理解が、今、瀧口議員さんを初め、問題になっている部分で理解が異なっているという、私は認識をしております。そういう中で、具体的には、地域の包括連携協定ということが出ておりますけれども、そのことについては、私はこの条例には触れていないのではないかと、そういうことが私の基本的な考えでございます。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 1番、瀧口です。

町長の言うとおりに、その町長と大学とを結んだ包括協定は、それは包括協定で生きていますよ。ただ、そのときに執行するにあたっては、これに抵触するというのをさんざん言っているわけですよ。包括協定自身がアウトだとかセーフだとか、一言も言っていないですよ。それは、そういう形で任意で結んだやつだから、それはそれで結構なんですよ。ただ、それを、予算を伴ったときにこれに抵触するという話ですから、わざわざ木原課長は、予算は使いませんということを言ってきたわけですよ。だから、包括協定自身は違反でも何でもなし。大変立派な協定です。ただ、予算を使うときは、御宿町はこの条例があるから条例に則してくれと。田邊課長が言ったじゃないですか。あなたの部下ですよ。予算を伴うような事業が出てきたら議案として出すと。議事録を見てくださいよ。彼の言っていることが正当なんですよ。

事業はいろんな事業がある。そういう中で私たちが心配したのは、人が動けば金がかかる。中で予算を伴わなくていいのかと、誰も心配していたわけですよ。これはおかしいと言いついたら、もう議論の余地はないですよ。はい。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今、瀧口議員さんがおっしゃっていただきましたが、地域包括連携協定はそのまま生きているということでございます。しかし、予算を伴う場合はそのときに検討する。それは予算を伴ったときに予算審議をお願いする。予算が伴ったときにもう一度戻って、その包括連携協定のことをこの議案とか議題に上るという意味でおっしゃっておりますか。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 1番、瀧口です。

町長、それは条例をよく見てくださいよ。田邊が言っていることが正論なんですよ。それは木原課長が言ったときも、予算を伴わないと。だからそのまま協定を結ばせくれと。町長の権限で結ぶんですから、それはオーケーですよと。ただし、予算を伴うときは、田邊課長が言ったように、議案として出して正式に御宿町議会の議決すべき事件に関する条例、これに基づいてやると。条例は生きているんですよ。予算を伴って、そういう事業が当然出てくる中で、そのときに条例として可決するということですよ。

はい、何度でも言いますよ。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 包括連携協定が生きていると、予算を伴うときには、また審議といたしますか、審議するということは、包括連携協定自体を議案に出して、生きていれば議案に出して審議するは必要ないと思いますが、いかがですか。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 1番、瀧口です。

御宿町は反問権はないんだよ。まず言うておきます。

そういう中で、事業、この16、15もそうなんですけれども、事業を伴うような形、それは金がかからないという言い方をしたから、予算を伴うんでしたら、その事業に対しては予算審議があると、当然予算ですから議会を通らなきゃいけない。ただ、それともう一つ議案として、議案というのは御宿町の議決すべき事件に出さなきゃいけないんですよ。それは田邊課長も木原課長も、前のね、言っているんです。予算を伴わないから出している。町長が町長の権限で結ぶと。今でも生きていますよ。誰も死んでいるなんて言っていないですよ。ただ、予算を伴ったような事業が出てきたら、当然議決案件として、予算審議は当然予算だからしなきゃいけないけれども、議決しなきゃいけないということをこの条例でうたっているんですよ。その条例にいちゃもんつけちゃしようがないじゃないですか。

○議長（大地達夫君） 審議の途中ですが、暫時休憩します。

(午後 4時31分)

---

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 4時49分)

---

◎時間延長の件

○議長（大地達夫君） 会議は午後5時を過ぎる場合で、お諮りいたします。

間もなく午後5時になります。議事の都合により、会議時間を延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

よって、会議時間を延長します。

ここで暫時休憩いたします。

議会運営委員会を開きたいのでご参集ください。

（午後 4時50分）

---

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 5時28分）

---

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 貴重な時間を長時間いただきましてありがとうございました。

先ほどの私の発言の中で、御宿町議会の議決すべき事件に関する条例にかかわります件につきまして、私の見解、また、この条例の改正に関する意見要望的な発言をさせていただきましたが、この改正に関する意見要望的な発言につきましては、言い過ぎであるということでありますれば、私はおわびを申し上げます。

---

◎日程の追加について

○議長（大地達夫君） お諮りいたします。

会期の延長の件を日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

したがって、会期延長の件を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決しました。

---

◎会期の延長の件

○議長（大地達夫君） 追加日程第1、会期の延長の件を議題にします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日までと議決されていますが、議事の進行の都合により、10月14日まで29日間延長したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は10月14日まで、29日間延長することに決しました。

---

◎散会の宣告

○議長（大地達夫君） 以上で本日の会議は終了いたしました。

長時間お疲れさまでございました。

（午後 5時30分）